

# 東日本大震災の被災者支援活動のための寄付金募集要綱

募集法人名 特定非営利活動法人  
阪神淡路大震災一一七希望の灯り  
募集責任者 堀内 正美  
事務所所在地 神戸市兵庫区小松通3丁目2番1号  
連絡先 TEL 078-682-1117 FAX 078-682-2117  
URL <http://117kibounoakari.jp/>  
Mail [handsakari@msn.com](mailto:handsakari@msn.com)

## 1. 寄付金を募集する目的及び使途内容

当法人が、東日本大震災の被災地である宮城県名取市・石巻市・気仙沼市、岩手県陸前高田市・広田町・小友町・大船渡市・赤崎町・上伊郡大槌町、福島県三春町・猪苗代町において被災者のために救援活動に要する費用（添付別紙プロジェクト計画書）阪神淡路大震災の教訓から現地で仕分けの必用の無い救援物資の購入、輸送費に充てるための寄付金を募集します。但し、受け入れた寄付金については、相当の対価（助成金を含む。）を受けて行う活動に要する費用又は役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与には充てられません。

## 2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページにより広く全国に募集を行います。

## 3. 募集目標額

参百万円を予定しています。

## 4. 寄付金の募集を行う期間

平成23年6月8日（所轄国税局長の確認の翌日）から平成25年12月31日目までとします。

## 5. 寄付金の受け入れ

専用口座 三井住友銀行 神戸市役所出張所

口座名 特定非営利活動法人阪神淡路大震災一一七希望の灯り 理事長 上西 勇

口座番号 普通預金 3115870

寄付金控除の対象となる寄付金または法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第2号に基づく寄付金控除等税制上の優遇処置を受ける事を希望される寄付者に対しては、所轄国税局長の確認書の写し及び法人が発行する寄付金受領書を送付いたしますので、寄付を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡下さい。

## 6. 受け入れた寄付金の管理方法

a. 上記専用口座で管理します。

b. 寄付を受けて行う被災者支援活動に係る会計と他の会計と区分して経理します。

## 7. 情報公開

寄付金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいて募集要綱を公表します。

また、寄付金の募集実績並びに被災者支援活動に係る活動実績及び支出実績について、1ヶ月毎にその経過を当法人が開設するホームページに公表します。なお、支出に係る領収書は7年以上保存し、寄付者からの閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことに正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。

## 8. 被災者支援活動が終了した場合等の寄付金残額の分配先

次の①から③までの寄付金の残額について、東日本大震災による被害をうけた被災市町（岩手県陸前市、田市、広田町、気仙沼市）に寄付いたします。

- ① 平成26年12月31日が到来した場合における寄付金残額のうち同日後において当法人が行う被災者支援活動に充てられるもの以外の寄付金残額。
- ② 被災者支援活動が終了した場合における寄付金残額。
- ③ 寄付金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があった場合における寄付金残額。

## 9. 募集に要する経費の額

領収書を送付する際の切手代として、**30万円**

当法人のホームページにおける活動実績報告サイトの開設費として

**20万円**

以 上